

資料編

資料1 国の地球温暖化対策の取組

○地球温暖化対策の推進に関する法律

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）は、1997（平成9）年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）における京都議定書の採択を受け、温室効果ガスの排出量を削減するための国、地方自治体、企業などの責任と取組を定めたものとして1998（平成10）年に施行されました。

本法律は、これまでに世界あるいは国内の地球温暖化対策の情勢に応じて8回の法改正が行われました。

直近の改正として、2021（令和3）年には、2050年カーボンニュートラルを基本理念として規定することや、カーボンニュートラルの実現に向けて地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組等を推進する仕組み等が定められました。

2022（令和4）年には、脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、温室効果ガスの排出量の削減等を行う事業活動に対し資金供給等を行うことを目的とする株式会社脱炭素化支援機構の設立、業務の範囲等を定めるとともに、国が地方公共団体への財政上の措置に努めることが規定されました。

■ 主な改正内容

1. パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

- **パリ協定**に定める目標を踏まえ、**2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上**、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。
- これにより、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し**予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

2. 地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、**施策の実施に関する目標**を追加するとともに、市町村は、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（**地域脱炭素化促進事業**）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。
- 市町村から、実行計画に適合していること等の**認定**を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、**関係法令の事務ワンストップ化等の特例**※を受けられることとする。
※ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係事務のワンストップサービス
※ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）の省略
- これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組を推進**。

3. 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告**を原則化するとともに、**開示請求の手続なし**で公表される仕組みとする。
※ 法改正と併せ、報告者・情報利用者の双方にとって利便性の高いシステムの構築も推進する。
- また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**の事務として、**事業者向け**の啓発・広報活動を追加する。
- これにより、企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を実現するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

<改正法の施行期日：1. 公布の日／2. 3. 公布の日から1年以内で政令で定める日>

図 2021（令和3）年の改正内容

（出典）環境省 報道発表資料（2021年3月2日）

○地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策計画」（2021年10月改定）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府の総合計画として、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを対象に、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量の削減目標（2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく）の裏付けとなる対策・施策が示されたものです。

表 地球温暖化対策計画の削減目標の内訳（再掲）

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

(出典) 環境省 地球温暖化対策計画 概要

地球温暖化対策計画に位置付けられている主な対策・施策は以下に示すとおりです。

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

再エネ・省エネ

- 改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定 → 地域に裨益する再エネ拡大（太陽光等）
- 住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大

産業・運輸など

- 2050年に向けたイノベーション支援
→ 2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援

分野横断的取組

- 2030年度までに**100以上の「脱炭素先行地域」**を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減
→ 「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

(出典) 環境省 地球温暖化対策計画 概要

○第6次エネルギー基本計画

エネルギー基本計画は、エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定するものです。

「第6次エネルギー基本計画」（2021年10月策定）では、2050（令和32）年カーボンニュートラル、2030年度の46%削減に向けたエネルギー政策の道筋を示すことを重要テーマとしています。

同時に、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服をもう一つの重要なテーマとし、安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）に向けた取組を進めるとしています。

「徹底した省エネの更なる追求」、「再エネの主力電源化を徹底」等を推し進め、野心的な見通しとして、電源構成のうち再生可能エネルギーの比率を現在（2019（令和元）年度）の18%から2030（令和12）年度に36～38%にすることが示されています。

表 2030年度におけるエネルギー需給の見通し

		(2019年 ⇒ 旧ミックス)	2030年度ミックス (野心的な見通し)
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費（省エネ前）		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成 発電電力量： 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38%* ※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指す。
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	1% (再エネの内訳)
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	20~22% 太陽光 14~16%
	LNG	(37% ⇒ 27%)	20% 風力 5%
	石炭	(32% ⇒ 26%)	19% 地熱 1%
	石油等	(7% ⇒ 3%)	2% 水力 11%
(+ 非エネルギー起源ガス・吸収源)			
温室効果ガス削減割合		(14% ⇒ 26%)	46% 更に50%の高みを目指す

(出典) 経済産業省 第6次エネルギー基本計画の概要

○気候変動適応計画

「気候変動適応計画」（2021年10月改定）は、気候変動適応法に基づき、日本の気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画です。

気候変動適応に関する施策として、施策の『基本的方向性』（目標、計画期間、関係者の基本的役割、基本戦略、気候変動適応計画の進捗の管理・評価）、『分野別施策』（「農業、林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）、分野横断的に取り組む『基盤的施策』が示されています。

また、本計画は、同法に基づく気候変動影響の総合的な評価に関する「気候変動影響評価報告書」における最新の知見を踏まえて改定されたものです。

<p>< 目 標 > 気候変動影響による被害の防止・軽減 国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心して持続可能な社会を構築することを目指す</p> <p>< 計画期間 > 今後おおむね5年間</p>	<p>< 基本的役割 ></p> <p>政府 ・適応の率先実施 ・多様な関係者の適応促進</p> <p>地方公共団体 ・地域の適応の推進 ・地域の関係者の適応促進</p> <p>事業者 ・事業に応じた適応の推進 ・適応ビジネスの推進</p> <p>国民 ・適応行動の実施 ・適応施策への協力</p> <p>国立環境研究所 ・適応の情報基盤の整備 ・地方公共団体等の技術的援助</p>								
<p>< 基本戦略 > 7つの基本戦略の下、関係府庁が緊密に連携して気候変動適応を推進</p> <p>① あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む ⑤ 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する</p> <p>② 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する ⑥ 開発途上国の適応能力の向上に貢献する</p> <p>③ 我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する ⑦ 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する</p> <p>④ 地域の実情に応じた気候変動適応を推進する</p>									
<p>< 進捗管理 > PDCAサイクルの下、分野別・基盤的施策に関するKPIの設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標^(※)の設定等による進捗管理を行うとともに、適応の進展状況の把握・評価を実施</p> <p>^(※) 分野別施策KPI（大項目）の設定比率、地域適応計画の策定率、地域適応センターの設置率、適応の取り組み内容の認知度など</p>									
<p>< 気候変動の影響と適応策（分野別の例） ></p> <table border="0"> <tr> <td> <p>■農林水産業 影 響：高温によるコメの品質低下 適応策：高温体制品種の導入</p> </td> <td> <p>■自然生態系 影 響：造礁サンゴ生育海域消滅の可能性 適応策：順応性の高いサンゴ礁生態系の保全</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>■自然災害 影 響：洪水の原因となる大雨の増加 適応策：「流域治水」の推進</p> </td> <td> <p>■健康 影 響：熱中症による死亡リスクの増加 適応策：高齢者への予防情報伝達</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>影 響：土石流等の発生頻度の増加 適応策：砂防堰堤の設置等</p> </td> <td> <p>影 響：様々な感染症の発生リスクの変化 適応策：気候変動適応に関する知見収集</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>■水循環・水資源 影 響：灌漑期における地下水位の低下 適応策：地下水マネジメントの推進等</p> </td> <td> <p>■産業・経済活動 影 響：安全保障への影響 適応策：影響最小限にする視点での施策推進</p> </td> </tr> </table>	<p>■農林水産業 影 響：高温によるコメの品質低下 適応策：高温体制品種の導入</p>	<p>■自然生態系 影 響：造礁サンゴ生育海域消滅の可能性 適応策：順応性の高いサンゴ礁生態系の保全</p>	<p>■自然災害 影 響：洪水の原因となる大雨の増加 適応策：「流域治水」の推進</p>	<p>■健康 影 響：熱中症による死亡リスクの増加 適応策：高齢者への予防情報伝達</p>	<p>影 響：土石流等の発生頻度の増加 適応策：砂防堰堤の設置等</p>	<p>影 響：様々な感染症の発生リスクの変化 適応策：気候変動適応に関する知見収集</p>	<p>■水循環・水資源 影 響：灌漑期における地下水位の低下 適応策：地下水マネジメントの推進等</p>	<p>■産業・経済活動 影 響：安全保障への影響 適応策：影響最小限にする視点での施策推進</p>	<p>< 気候変動適応に関する基盤的施策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の推進 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進
<p>■農林水産業 影 響：高温によるコメの品質低下 適応策：高温体制品種の導入</p>	<p>■自然生態系 影 響：造礁サンゴ生育海域消滅の可能性 適応策：順応性の高いサンゴ礁生態系の保全</p>								
<p>■自然災害 影 響：洪水の原因となる大雨の増加 適応策：「流域治水」の推進</p>	<p>■健康 影 響：熱中症による死亡リスクの増加 適応策：高齢者への予防情報伝達</p>								
<p>影 響：土石流等の発生頻度の増加 適応策：砂防堰堤の設置等</p>	<p>影 響：様々な感染症の発生リスクの変化 適応策：気候変動適応に関する知見収集</p>								
<p>■水循環・水資源 影 響：灌漑期における地下水位の低下 適応策：地下水マネジメントの推進等</p>	<p>■産業・経済活動 影 響：安全保障への影響 適応策：影響最小限にする視点での施策推進</p>								

図 気候変動適応計画の概要

（出典）環境省 気候変動適応計画の概要を基に県作成

資料 2 将来推計 BAU 結果一覧

表 将来推計 BAU 結果一覧

単位：t-CO₂

温室効果ガス種、部門、部門細目	2013実績	2030BAU	伸び率	指標の伸び率の設定
二酸化炭素 (CO ₂)	50,972,534	47,263,159	0.927	－
エネルギー起源CO ₂	48,624,620	45,485,959	0.935	－
産業部門	32,024,246	30,094,720	0.940	－
製造業	31,653,550	29,724,024	0.939	・ 鉱工業指数の年平均伸び率はコロナの影響のある2020年度値を除外し、2013年度から2019年度までの実績値で計算した。 ・ 2030年度の鉱工業指数は、上記で求めた年平均伸び率を使用し、2020年度の実績値から伸ばして求めた。
農林水産鉱建設業	370,697	370,697	1.000	・ 変化なしと想定した。
民生部門	7,590,867	7,678,874	1.012	－
家庭	3,862,981	3,887,468	1.006	・ 2030年度の世帯数は、社人研の推計値を使用した。
業務	3,727,886	3,791,406	1.017	・ 2030年度の延床面積は、2013年度（実績値）から2019年度（実績値）の対前年比伸び率の平均値を使用して、2019年度から伸ばして求めた。
運輸部門	4,449,124	4,386,961	0.986	－
自動車（旅客）	2,255,848	2,204,598	0.977	・ 「エネルギー基本計画」（2021 経済産業省）の「2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」に示されているマクロフレームの輸送量の将来推計値を使用した。
自動車（貨物）	1,612,804	1,601,892	0.993	
鉄道	205,779	205,779	1.000	・ 変化なしと想定した。
船舶	316,006	316,006	1.000	・ 変化なしと想定した。
航空	58,686	58,686	1.000	・ 変化なしと想定した。
エネルギー転換部門	4,560,383	3,325,404	0.729	・ 排出量のほとんどが石油製品製造業由来のものであるため、推計した石油業界のBAUエネルギー使用量の伸び率を使用した。
非エネルギー起源CO ₂	2,347,914	1,777,200	0.757	－
工業プロセス	1,358,786	1,243,170	0.915	・ 鉱工業指数の伸び率を使用した。
廃棄物	989,128	534,030	0.540	－
一般廃棄物	262,380	264,564	1.008	・ 「第5次岡山県廃棄物処理計画（令和4年3月策定）」における2025年度のごみ総排出量の予測値を用いた。
産業廃棄物	726,748	269,466	0.371	・ 2030年度のごみ総排出量は、2013年度（実績値）から2025年度（予測値）を外挿して求めた。
メタン (CH ₄)	405,543	376,031	0.927	・ CO ₂ 排出量の伸び率を使用した。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	247,665	229,642	0.927	・ CO ₂ 排出量の伸び率を使用した。
代替フロン類	539,676	1,149,238	2.129	・ 2013年度の代替フロンの排出量に国のフロン類の削減量（県寄与分）を足した値をBAU排出量とした。
合計	52,165,419	49,018,070	0.940	－

資料3 岡山県の施策整理表（緩和策）

(1) 方向性 I 強みを活かした脱炭素社会の構築

項目	小項目	担当部局	地球温暖化対策推進法 施策カテゴリー	部門	計画 該当員	指標		実績		目標	
						名称	単位	数値	年度	数値	年度
ア	水島工業地帯の脱炭素 化の取組の推進	産業労働部	②、③	産業 エネ転	49						
		土木部	②、③	運輸 エネ転	49						
イ	EVシフトの推進	産業労働部	②、③	産業	50						
		環境文化部	②、③	運輸	50	1,944	7,072	2,021	36,000	2030	
		環境文化部	②、③	運輸	50						
		環境文化部	②、③	運輸	50						
		産業労働部	②、③	運輸	51						
ウ	豊かな森林資源を活か した二酸化炭素吸収源 対策の推進	農林水産部	②、③	吸収源	51	—	78	2021	200	2030	
		農林水産部	②、③	吸収源	51						
		産業労働部	②、③	吸収源	51						
		環境文化部	②、③	吸収源	51						
		農林水産部	②、③	吸収源	51						
		農林水産部	②、③	吸収源	51						
		農林水産部	②、③	吸収源	51						
エ	その他の二酸化炭素吸 収源対策	農林水産部	②、③	吸収源	52						
		農林水産部	②、③	吸収源	52						
		農林水産部	②、③	吸収源	52						
		農林水産部	②、③	吸収源	52						
		環境文化部	②、③	吸収源	52						

※ 「地球温暖化対策推進法施策カテゴリー」とは、地球温暖化対策推進法第21条第3項第1号から第4号に規定する、①地域環境の整備及び改善、②循環型社会の形成

①再生可能エネルギーの利用の促進、②区域の事業者・住民の活動促進、③区域環境の整備及び改善、④循環型社会の形成

(2) 方向性II 経済成長と環境負荷低減の両立 (1/2)

項目	小項目	担当部局	地球温暖化対策推進法 施策カテゴリー	部門	計画 該当頁	指標		基準年度 (2013年度) の実績 数値	実績		目標	
						名称	単位		数値	年度	数値	年度
ア	(ア) グリーンバイオ・プロジェクトの推進	産業労働部	②、④	吸収源	55	木質バイオマス関連(エネルギー利用を除く)企業マッチング件数(累計)【再掲】	件	—	4	2021	50	2030
	(イ) 循環型産業・脱炭素関連分野の産業育成	産業労働部	②	部門横断	55	循環型産業・脱炭素関連の新技术・新製品の研究開発等への支援件数(累計)	件	34	90	2021	162	2030
	(ウ) 脱炭素関連企業の戦略的誘致	産業労働部	②	部門横断	55	脱炭素関連企業の立地件数(累計:県内企業の関連分野への展開及び生産性向上を含む。)	件	6	17	2021	60	2030
イ	(ア) 環境マネジメントシステム等の普及促進	環境文化部	②、④	部門横断	55	エコアクション21認証事業者数	事業者	71	105	2021	150	2030
	(イ) 脱炭素化へのサポート	産業労働部	②	部門横断	56							
	(ウ) 岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の着実な運用	環境文化部	②	部門横断	56							
ウ	(ア) 建築物の省エネルギー化の促進	環境文化部 土木部	②	業務	56							
	(イ) 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進<業種横断>	環境文化部 産業労働部	②	産業 業務	57							
		省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進<建設施工・特殊自動車分野>	土木部	②	産業	57						
エ	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進<施設園芸・農業機械・漁業分野>	農林水産部	②	産業	57							
		農林水産部	②	産業	57	省エネ漁船への転換率	%	17.9	41.1	2021	49.0	2030
オ	運輸事業者等の脱炭素化の促進	環境文化部 土木部	②、③	運輸	59							
		土木部	②、③	運輸	59	効率的・効果的な道路整備	箇所	—	49	2021	45	2024
	LED道路照明の整備促進	土木部	②、③	運輸	59							

※「地球温暖化対策推進法第21条第3項第1号から第4号に規定する、区域施策編に定めることとされている施策をいう。

①再生可能エネルギーの利用の促進、②区域の事業者・住民の活動促進、③地域環境の整備及び改善、④循環型社会の形成

(2) 方向性 II 経済成長と環境負荷低減の両立 (2/2)

項目	小項目	担当部局	地球温暖化対策推進法 施策カテゴリ	部門	計画 該当頁	指標		基準年度 (2013年度) の実績	実績		目標	
						名称	単位		数値	年度	数値	年度
オ	道路交通の円滑化等の 推進	警察本部	②、③	運輸	59	信号機の高性能化整備数	基	328	2021	556	750	2030
						交通安全施設の整備(信号灯器 のLED化の推進)	%	47.8	2021	75.6	100	2030
カ	空港等の脱炭素化の推 進	県民生活部	②、③、④	運輸	59							
キ	下水道における省エネ ルギー化等の推進	土木部	②、④	業務	59	児島湖流域下水処理場の使用 電力(年間)	kWh	32,914,400	2021	30,809,568	27,745,000	2030
ク	廃棄物処理における対策 策	環境文化部	②、④	部門横断	59							
ケ	J-クレジット制度の推 進	環境文化部	②、③	部門横断	59							

(3) 方向性 III 再生可能エネルギーの普及拡大

項目	小項目	担当部局	地球温暖化 対策推進法 施策カテゴリ	部門	計画 該当頁	指標		基準年度 (2013年度) の実績	実績		目標	
						名称	単位		数値	年度	数値	年度
ア	太陽光発電の普及拡大	環境文化部 農林水産部	①、②	部門横断	62							
						太陽光発電の普及拡大						
イ	中小水力発電の普及拡大	農林水産部 土木部 企業局	①	部門横断	63							
						中小水力発電の普及拡大						
ウ	バイオマスの利活用の 推進	環境文化部 農林水産部	①、②	部門横断	63							
						バイオマスの利活用の推進						
エ	水素の利活用の推進	環境文化部 産業労働部	①、②	部門横断	63							
						水素の利活用の推進						
オ	熱の有効利用の推進	環境文化部	①	部門横断	63							
						熱の有効利用の推進						
カ	蓄エネの導入促進	環境文化部	①	部門横断	63							
						蓄エネの導入促進						
キ	再生可能エネルギー設 備の導入支援	環境文化部 産業労働部	①、②	部門横断	63							
						再生可能エネルギー設備の導入 支援						
ク	地域脱炭素化促進事業 制度の活用促進	環境文化部	①、②、③	部門横断	64							
						地域脱炭素化促進事業制度の活 用促進						

※「地球温暖化対策推進法第21条第3項第1号から第4号に規定する、区域施策に定められている施策をいう。

①再生可能エネルギーの利用の促進、②区域の事業者・住民の活動促進、③地域環境の整備及び改善、④循環型社会の形成

(4) 方向性Ⅳ 県民総参加による取組の推進 (1/2)

項目	小項目		担当部局	地球温暖化対策推進法 施策カテゴリー	部門	計画 該当頁	指標		基準年度 (2013年度) の実績	実績		目標	
							名称	単位		数値	年度	数値	年度
ア エネルギー自給自足型の 住宅等の普及促進	(ア)	住宅の省エネルギー化等の推進	環境文化部 土木部	②	家庭	68	認定長期優良住宅のストック 数	万戸	—	3.0	2021	5.0	2030
	(イ)	高効率な省エネルギー機器の普 及促進	環境文化部	②	家庭	68							
	(ウ)	浄化槽の省エネルギー化の推進	環境文化部	②	家庭	68							
イ 脱炭素型ライフスタイルへの 転換の促進	(ア)	アースキーパーマンシップ 制度の推進	環境文化部	②、④	部門横断	69	アースキーパーマンシップ 会員数	人・事業所	10,881	14,625	2021	19,000	2030
	(イ)	COOL CHOICEの推進	環境文化部	②	部門横断	69	おかやまCOOL CHOICE宣言 企業・団体数	企業・団体数	—	310	2021	410	2030
	(ウ)	エコドライブの推進	環境文化部	②	運輸	69	エコドライブ宣言著者 (累計)	人	17,757	39,606	2021	47,000	2024
	(エ)	地産地消の推進	農林水産部	②	産業 運輸	69							
	(オ)	食品ロスの削減	環境文化部	②、④	家庭	70	食品ロス発生量	万トン	—	12.9	2019	11.1	2030
ウ 公共交通機関の利用促進	—	公共交通機関の利用促進	環境文化部 県民生活部	②、③	運輸	70	県下統一ノーマイカーデー取 組率	%	81	72	2019	90	2030
		自転車の利用促進	土木部	②、③	運輸	70	シェアサイクルを導入した市 町村	市町村	—	1	2021	2	2025
エ 環境学習等の推進	(ア)	環境学習の機会の提供と指導者 の育成	環境文化部	②、④	部門横断	70	環境学習出前講座・環境学習 エコツアー参加人数(単年)	人	—	17,370	2021	20,000以上	2024
	(イ)	スバーマンシッププログラム スクールの指定	教育庁	②	部門横断	70							
オ イベント等のエコ化の 推進	(ウ)	エネルギー教育の推進	環境文化部	②	部門横断	70							
	—	グリーンイベントの推進	環境文化部	②、④	部門横断	70	グリーンイベント年間登録件 数(単年度)	件	28	13	2021	30	2030

※「地球温暖化対策推進法第21条第3項第1号から第4号に規定する、区域施策に定めることとされている施策をいう。

①再生可能エネルギーの利用の促進、②区域の事業者・住民の活動促進、③地域の整備及び改善、④循環型社会の形成

(4) 方向性Ⅳ 県民総参加による取組の推進 (2/2)

項目	小項目	担当部局	地球温暖化対策推進法 施策カテゴリー	部門	計画 該当頁	指標		実績		目標	
						名称	単位	数値	年度	数値	年度
カ	(ア) 地球温暖化防止活動センター等との連携	環境文化部	②	部門横断	71						
	(イ) 次世代の地球温暖化防止活動の推進	環境文化部	②	部門横断	71						
	(ウ) 多様な主体との連携による取組の推進	環境文化部	②	部門横断	71						
キ	集約型都市構造への転換促進	県民生活部 土木部	③	部門横断	71		数 自治体	16	2021	21	2030
ク	県の率先行動	環境文化部	-	業務	71						
ケ	市町村の取組促進	環境文化部	-	部門横断	72		地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率	26	2021	100	2030

(5) その他の温室効果ガス別の対策

整理番号	小項目	担当部局	地球温暖化対策推進法 施策カテゴリー	部門	計画 該当頁	指標		実績		目標	
						名称	単位	数値	年度	数値	年度
ア	(ア) 岡山県グリーン調達ガイドラインに基づく取組の促進	環境文化部	②、④	非エネルギー CO ₂	73						
	(イ) 岡山県エコ製品の認定及び利用促進	環境文化部	②、④	非エネルギー CO ₂	73		岡山県エコ製品認定件数	372	2021	380	2024
	(ウ) グリーンパイオ・プロジェクトの推進	産業労働部	②、④	非エネルギー CO ₂	73		木質バイオマス関連（エネルギー利用を除く）企業マッチング件数（累計）【再掲】	4	2021	50	2030
イ	(エ) 廃棄物処理における対策	環境文化部	②、④	非エネルギー CO ₂	73						
	(ア) 環境保全型農業の推進	農林水産部	②、④	CH ₄	73						
ウ	(イ) 廃棄物処理における対策	環境文化部	②、④	CH ₄	73						
	(ア) 環境保全型農業の推進	農林水産部	②、④	N ₂ O	74						
エ	(ア) フロン排出対策の推進	環境文化部	②、④	フロン類	74						

※ 「地球温暖化対策推進法第21条第3項第1号から第4号に規定する、区域施策編に定めることとされている施策をいう。

①再生可能エネルギーの利用の促進、②区域の事業者・住民の活動促進、③地域の事業者・住民の活動促進、④循環型社会の形成

資料4 岡山県の温室効果ガス排出量算定方法

表 温室効果ガス算定方法

温室効果ガスの種類	部門等		推計方法	主要資料
エネルギー起源 CO ₂	産業	製造業／農林水産鉱建設業	〔電力〕固有単位表 (kWh) の数値 (「700」列) × 県内シェアが大きいと考えられる電気事業者の CO ₂ 排出係数 〔電力以外の燃料種〕炭素単位表の値 × 44/12 〔製造業〕合計 - 石油精製業の CO ₂ 排出量	・資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」
		家庭	〔電力〕固有単位表 (kWh) の数値 (「700」列) × 県内シェアが大きいと考えられる電気事業者の CO ₂ 排出係数 〔電力以外の燃料種〕炭素単位表の値 × 44/12	・資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」
		業務	〔電力〕固有単位表 (kWh) の数値 (「700」列) × 県内シェアが大きいと考えられる電気事業者の CO ₂ 排出係数 〔電力以外の燃料種〕炭素単位表の値 × 44/12	・資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」
	運輸	自動車	車種別エネルギー消費量 × 熱量換算係数 × CO ₂ 排出係数	・国土交通省「自動車燃料消費量調査年報」
		鉄道	鉄道事業者別エネルギー消費量 (全路線) × 営業キロ数の比率 (県/全路線) × CO ₂ 排出係数	・JR 西日本 CSR レポート ・国土交通省「鉄道統計年報」
		船舶	船舶分燃料消費量 (全国) × 熱量換算係数 × 船舶分輸送量の比率 (県/全国) × CO ₂ 排出係数	・経済産業省「総合エネルギー統計」 ・国土交通省「港湾統計」
		航空 (国内)	航空分燃料消費量 (県) × 熱量換算係数 × 国内着陸便数の比率 (国内着陸便数/総着陸便数) × CO ₂ 排出係数	・国土交通省「空港管理状況調査」
エネルギー転換		県内の発電所・石油精製業からの CO ₂ 排出量 + 都市ガス自家消費分 CO ₂ 排出量	・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 (開示請求資料)	
エネルギー起源以外 CO ₂	廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物の焼却処理量 × 廃プラスチック、合成繊維くずの構成比 × 種類別 CO ₂ 排出係数	・環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」
		産業廃棄物	非バイオマス系産業廃棄物 × 種類別 CO ₂ 排出係数	・岡山県「産業廃棄物実態調査結果」
	工業プロセス		県内の県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく特定事業者からの CO ₂ 排出量	・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 (開示請求資料)
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼	製造業・業務その他	2008年度排出量 (炉型別燃料種別消費量 × CH ₄ 排出係数) × 製造業・業務その他のエネルギー消費量の伸び	・岡山県「大気汚染物質排出量総合調査結果」
		自動車	県内の燃料種別走行量 × 車種別燃料種別 CH ₄ 排出係数	・国土交通省「自動車燃料消費量調査年報」
	工業プロセス		全国の工業プロセスからの排出量 × 化学工業の製造品出荷額の対全国比	・経済産業省「工業統計表」

表 温室効果ガス算定方法

温室効果ガスの種類	部門等	推計方法	主要資料	
メタン (CH ₄)	農業活動等	消化管内発酵	家畜飼養頭数×家畜種類別排出係数	・農林水産省「畜産統計」
		家畜排せつ物管理	牛、豚、鶏飼養頭数×ふん尿の排せつ量×ふん尿の有機物含有率×ふん尿分離処理の割合×各処理方法の割合×処理方法別 CH ₄ 排出係数 + 牛の放牧頭数×1頭当たりの CH ₄ 排出係数	・農林水産省「畜産統計」「畜産物流通統計」
		稲作	間欠灌漑水田面積（水稲作付面積×98%）×CH ₄ 排出係数 + 常時湛水田面積（水稲作付面積×2%）×CH ₄ 排出係数	・岡山県「岡山県統計年報」
		農作物残さの野焼き	作物種別生産量×残渣比率×野焼き割合×排出係数	・農林水産省「耕地及び作付面積統計」
	廃棄物処理	廃棄物の埋立処分	全国の埋立処分場からの CH ₄ 排出量×埋立処分量の対全国比	・GIO「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」 ・環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」「産業廃棄物排出処理状況調査」 ・岡山県「産業廃棄物実態調査結果」
		産業排水	製品処理用水と洗浄用水量×排出処理割合×流入排水中の有機物濃度×排出係数	・経済産業省「工業統計表（用地・用水編）」
		終末処理場	（年間処理水量－年間一次処理水量）×排出係数	・日本下水道協会「下水道統計」
		生活排水処理	処理槽別の排水処理人口×排出係数	・環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」
		し尿処理	し尿処理量×し尿処理方式割合×排出係数	・環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」
		生活排水の自然界分解	（（単独処理浄化槽、くみ取り便槽利用人口、自家処理人口）×生活雑排水の BOD 原単位 + 海洋投入処分量×有機物濃度）×排出係数	・環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」
		一般廃棄物の焼却	県内の焼却施設種類別直接焼却量×施設種類別排出係数	・環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」
		産業廃棄物の焼却	県内の種類別産業廃棄物焼却量×種類別排出係数	・岡山県「岡山県産業廃棄物実態調査報告書」
		一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼	産業
自動車	県内の燃料種別走行量×車種別燃料種別 N ₂ O 排出係数			・国土交通省「自動車燃料消費量調査年報」

表 温室効果ガス算定方法

温室効果ガスの種類	部門等		推計方法	主要資料
一酸化二窒素 (N ₂ O)	農業活動等	家畜排せつ物管理	牛、豚、鶏飼養頭数×ふん尿の排せつ量×ふん尿の有機物含有率×ふん尿分離処理の割合×各処理方法の割合×処理方法別 N ₂ O 排出係数+牛の放牧頭数×1 頭当たりの N ₂ O 排出係数	・農林水産省「畜産統計」「畜産物流通統計」
		農用地の土壌	作物種別の耕地面積×単位面積当たり合成肥料施肥量・有機質肥料施肥量×N ₂ O 排出係数	・岡山県「岡山県統計年報」 ・農林水産省「耕地及び作付面積統計」「農林水産省統計表」
		農作物残さの野焼き	作物種別生産量×残渣比率×野焼き割合×排出係数	・農林水産省「耕地及び作付面積統計」 ・岡山県「岡山県統計年報」
	廃棄物処理	産業排水	製品処理用水と洗浄用水量×排出処理割合×産業排水中の窒素量×排出係数	・経済産業省「工業統計表（用地・用水編）」
		終末処理場	(年間処理水量－年間一次処理水量)×排出係数	・日本下水道協会「下水道統計」
		生活排水処理	処理槽別の排水処理人口×排出係数	・環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」
		し尿処理	し尿処理量×し尿処理方式割合×排出係数	・環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」
		生活排水の自然界分解	((単独処理浄化槽、くみ取り便槽利用人口、自家処理人口)×生活雑排水の窒素原単位+海洋投入処分量×窒素濃度)×排出係数	・環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」
		一般廃棄物の焼却	県内の焼却施設種類別直接焼却量×施設種類別排出係数	・環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」
		産業廃棄物の焼却	県内の種類別産業廃棄物焼却量×種類別排出係数	・岡山県「岡山県産業廃棄物実態調査報告書」
代替フロン類 (HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃)	全国の HFC 類排出量×県内の関連指標の対全国比		・岡山県「岡山県統計年報」 ・経済産業省「工業統計表」 ・厚生労働省「医療施設調査」	

資料5 トランジション・ファイナンスに関する技術ロードマップ

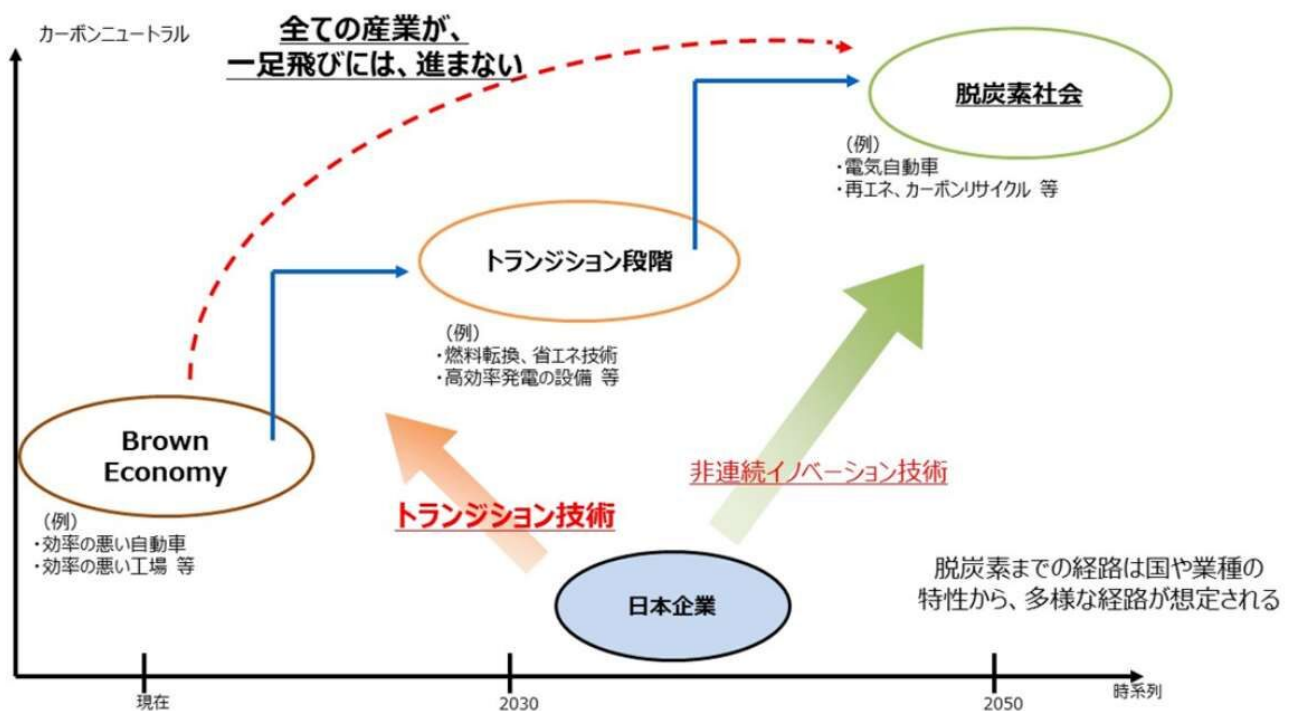
温室効果ガス多量排出産業の2050年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を示すため、経済産業省が、ロードマップを策定しています。ロードマップは、企業がトランジション・ファイナンスを活用した気候変動対策を検討するにあたり、本ロードマップを参照することを想定し策定されています。

ロードマップの資料から一部分野の二酸化炭素排出の削減イメージを抜粋したものを次のとおり示します。（その他、電力、ガス等の分野についてもロードマップが策定されています。）

※トランジション・ファイナンスの概要

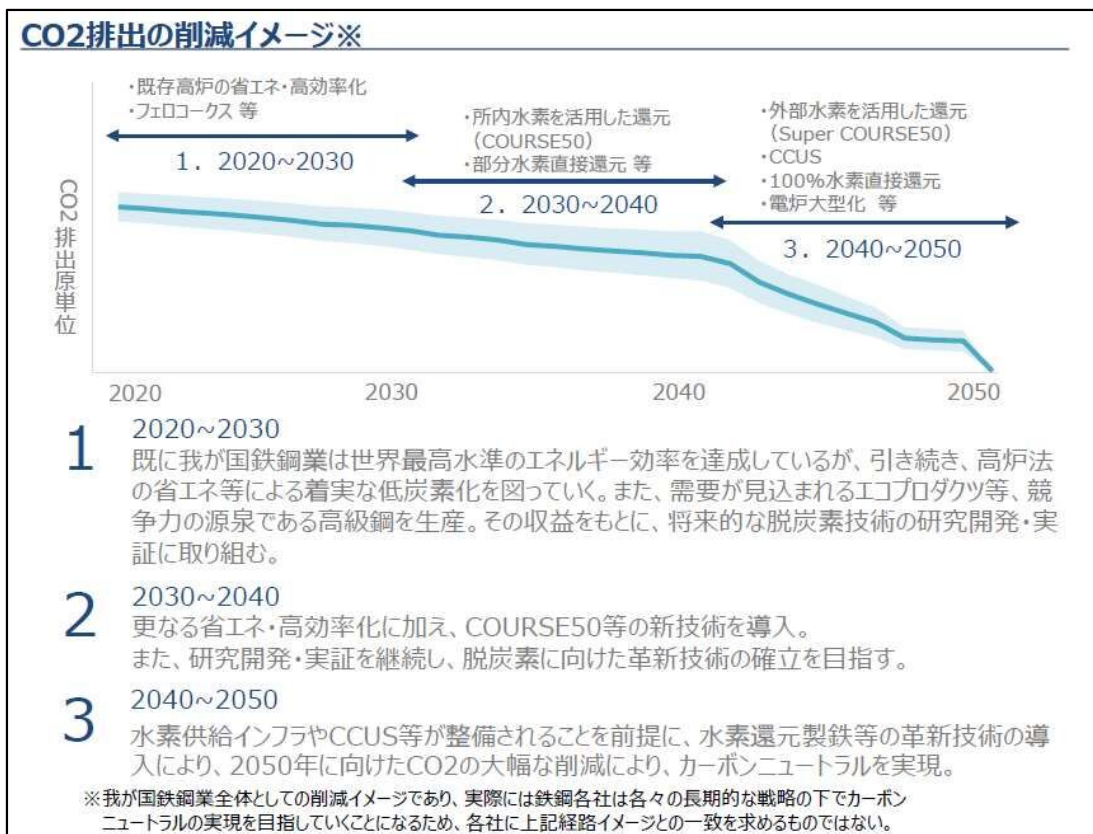
「脱炭素社会」は地球規模で目指すべき将来像であり、多額の資金供給（ファイナンス）が必要です。2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、再エネ等の既に脱炭素の水準（グリーン）にある事業への取組に加えて、温室効果ガス多排出産業を中心に省エネ・燃料転換等を含む着実な脱炭素化に向けた移行（トランジション）への取組に対するファイナンスが重要となります。技術面及びコスト面の双方において、すべての国・地域や産業が一足飛びに脱炭素化が可能なわけではなく、トランジション段階にある技術を導入することで最大限排出削減を進める必要があるからです。

トランジション・ファイナンスとは、脱炭素社会の実現に向けて長期的な戦略に則り、着実な温室効果ガス削減の取組を行う企業に対し、その取組を支援することを目的とした新しいファイナンス手法です。

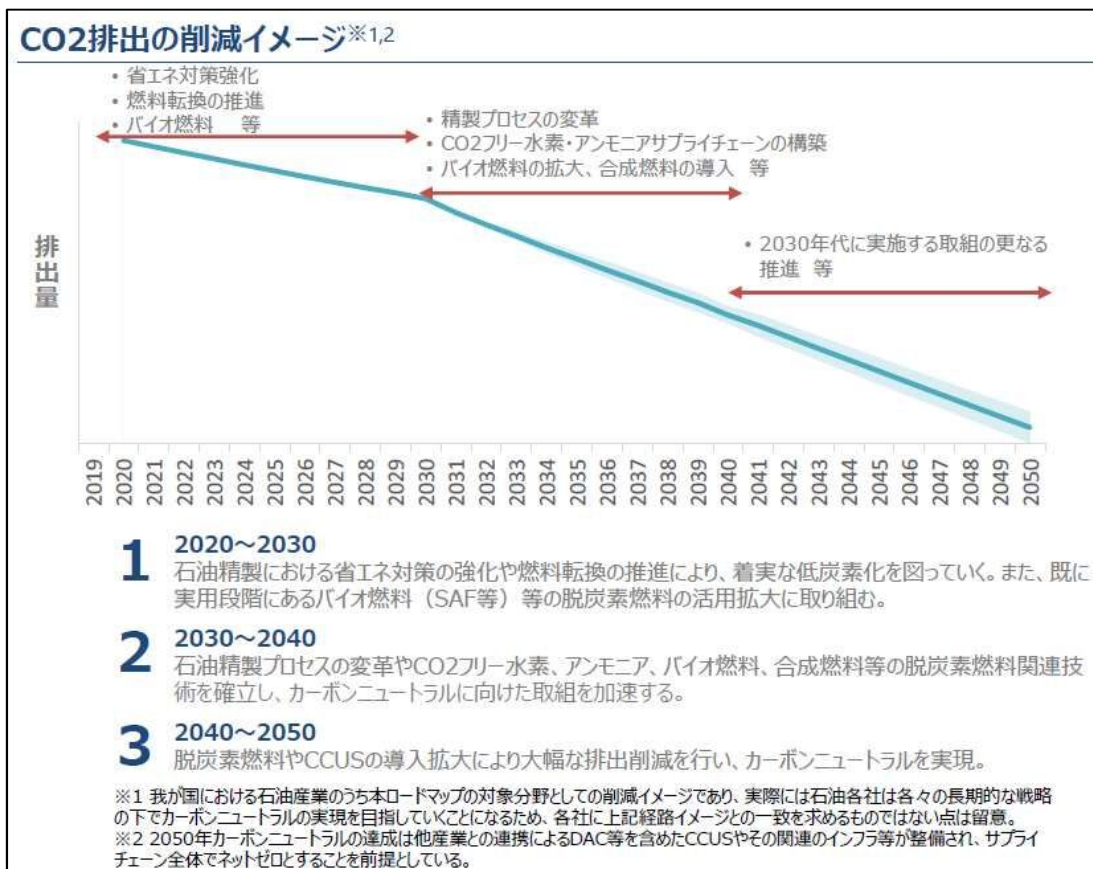


(出典) 経済産業省 HP トランジション・ファイナンス

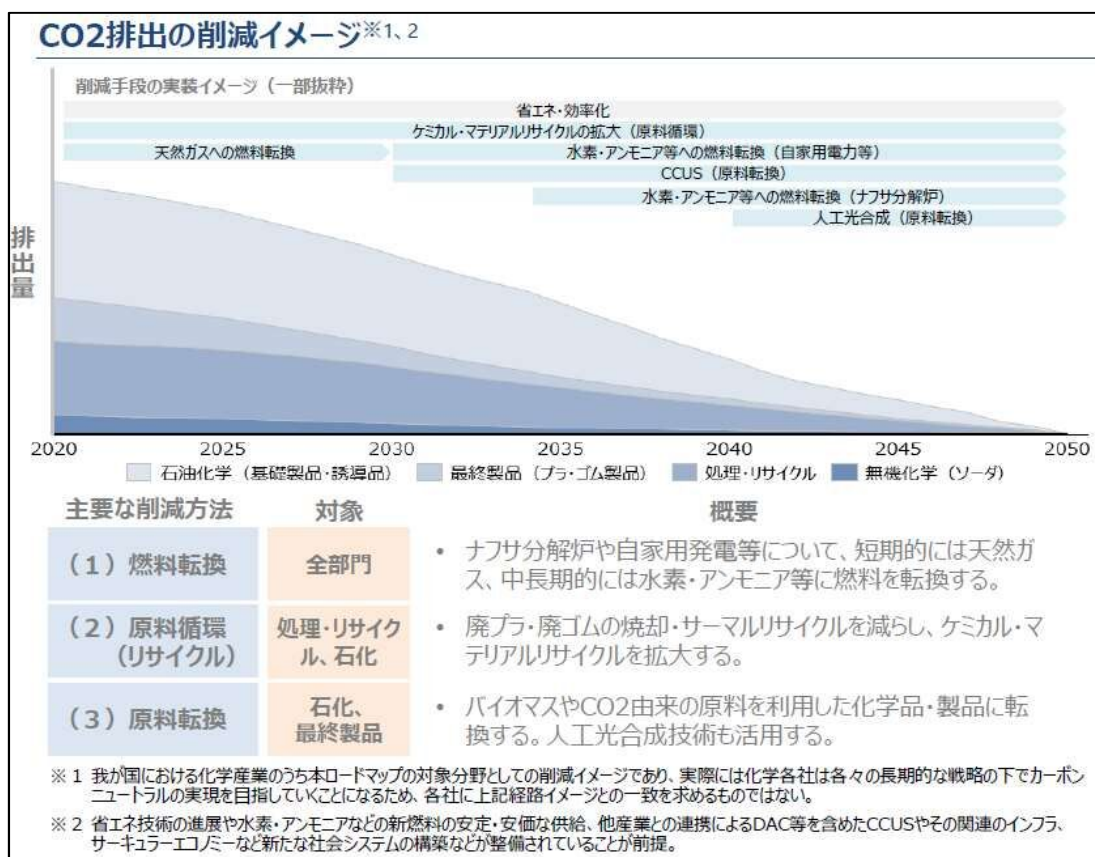
●鉄鋼分野



●石油分野



●化学分野



- (出典) 経済産業省 「トランジションファイナンス」に関する鉄鋼分野における技術ロードマップ (2021年10月)
- 経済産業省 「トランジションファイナンス」に関する石油分野における技術ロードマップ (2022年2月)
- 経済産業省 「トランジションファイナンス」に関する化学分野における技術ロードマップ (2021年12月)

資料6 用語解説

文章中 下線のある用語についての解説

	用語	内容
B	BCP	Business Continuity Planの略称で、企業等が災害等の緊急時においても中核事業の継続や早期復旧を可能とするために、平時に行うべき行動や緊急時における事業継続のための方法、手段等をあらかじめ取り決めておく計画。事業継続計画、業務継続計画とも呼ばれる。
	BEMS	Building Energy Management Systemの略称で、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システム。
C	CLT	Cross Laminated Timber（直交集成板）の略称で、ひき板を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。厚みのある大きな板であり、建築の構造材の他、土木用材、家具などにも使用されている。
E	Eco-DRR	Ecosystem-based Disaster Risk Reduction（生態系を活用した防災・減災）の略称。自然災害の被害に遭いやすい土地の利用や開発を避けることで、被災する可能性を低下させるとともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで災害に強い地域をつくるという考え。
	ESCO事業	Energy Service Company 事業。省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行う事業。ビルや工場などの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、従前の利便性を損なうことなくコスト削減効果を保証し、削減したエネルギーコストから報酬を得る。
	ESG投資	従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）要素も考慮した投資のこと。気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会（オポチュニティ）を評価するベンチマークとして、国連持続可能な開発目標（SDGs）と合わせて注目されている。
	EV	Electric Vehicleの略称で、電気自動車のこと。自宅や充電スタンドなどで車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する。エンジンを使用しないので、走行中に二酸化炭素を排出しない。
F	FCV	Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）の略称で、水素と酸素を化学反応させて電気をつくる燃料電池を動力源とする自動車。
	FEMS	Factory Energy Management System（工場向けエネルギー管理システム）の略称で、工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理に加えて、製造現場における生産設備のエネルギー使用状況や稼働状況等を把握し、「見える化」するためのシステムのこと。
	FIT制度（固定価格買取制度）	再生可能エネルギー源（太陽光・風力・水力（3万kW未満）・地熱・バイオマス）を用いて発電された電気を、一定期間、国が定める価格により電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくもの。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する賦課金によって賄われる。
H	HEMS	Home Energy Management Systemの略称で、IT技術の活用により、エアコン等の家電機器等の自動的な最適運転やエネルギー使用量・料金のリアルタイム表示等を行い、家庭におけるエネルギー需要の管理を支援するシステムのこと。
	HV	Hybrid Vehicle（ハイブリッド自動車）の略称で、2つの動力（エンジンとモーター）を搭載している自動車のこと。
I	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

	用語	内容
I	ISO14001	ISO（国際標準化機構、International Organization for Standardization）の環境マネジメントシステム規格。Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Act（改善）といった一連の PDCA サイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。
J	J-クレジット制度	省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
L	LCCM住宅	住宅の長い寿命の中で、建設時、運用時、廃棄時において、できるだけ省CO ₂ に取り組み、かつさらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時の二酸化炭素排出量も含め生涯での二酸化炭素の収支をマイナスにする住宅のこと。
M	MaaS	Mobility as a Serviceの略称。地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。
P	PHEV	Plug-in Hybrid Electric Vehicle（プラグインハイブリッド車）の略称で、家庭用電源等からコンセントプラグで直接充電できるハイブリッド車のこと。
	PPA	62ページ参照
R	RE100	企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。
	RORO船	Roll-on roll-off shipの略語で、貨物を積んだトラックやトレーラーが自走で乗降でき、そのまま運べる船
S	SAF	Sustainable Aviation Fuelの略語で、再生可能又は廃棄物を原料とするジェット燃料のこと。燃焼時に二酸化炭素排出としてカウントされないバイオマスだけでなく、化石由来の廃プラスチックなども原料になり得る。
	SBT	Science Based Targetsの略称。パリ協定が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。
	Society5.0	狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。
T	TCFD	「気候関連財務情報開示タスクフォース」を参照
V	V2H	69ページを参照
Z	ZEB	57ページを参照
	ZEH	68ページを参照
あ	アースキーパーメンバーシップ制度	地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動についての取組事項を実行する県民・事業者を、会員（地球（アース）を守る人（キーパー））として募集・登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、2002（平成14）年9月に県が創設した制度。
	アオコ	水中の植物プランクトン（「ラン藻」又は「シアノバクテリア」）が大量に増殖し、池や湖沼の水面が緑色の粉をまいたようになるもの。
	赤肉症	本来着色しない果肉が赤く着色し、食味が低下する果肉障害。

	用語	内容
あ	アマモ	本県の海域でアマモ場を構成するのは、主にアマモ科アマモ属のアマモで、稲に似た細長い葉を持つ多年生の種子植物である。根を張って栄養を吸収するため、底が砂や泥で比較的浅く、穏やかな場所に繁茂する。魚介類の繁殖場所等になることから、本県の沿岸では備前市、笠岡市等でアマモ場の再生活動が行われている。
い	一貫作業	伐採に使用した林業機械を用いて、伐採後すぐに伐採跡地に残された枝等を除去して苗木が植えられる状態にし、伐採地から丸太を運ぶ林業機械で苗木を運搬して植栽を行う作業システム。伐採と造林を一貫して行い作業工程を省力化することによって低コスト化が図られる。
う	ウォームビズ	暖房時の室温は20°Cを目安として、快適に過ごせるようあたたかい服装等に努め、暖房に頼りすぎないビジネススタイル・ライフスタイルを心がけること。重ね着をする、あたたかい食事を摂るなどがその例。
え	エコアクション21	56ページ参照
	エコパートナーシップおかやま	地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的として設立。県を含め、77団体が参画している。
	エシカル消費	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。私たち一人ひとりが社会的な課題に気づき、日々の買物を通して、課題の解決のためにできることを考えることがエシカル消費の第一歩となる。エシカルとは、倫理的・道徳的という意味。
お	岡山県エコ製品	県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。
	岡山県県産材利用促進指針	岡山県県産材利用促進条例(平成29年岡山県条例第30号)第7条の規定により、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県産材の利用の促進に関する基本的事項、県産材の利用に関する目標、その他県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めるもの。
	岡山県国土強靱化地域計画	どのような大規模自然災害等が起ころうとも機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく計画。
	岡山県総合防災情報システム	県、市町村、国、ライフライン等の防災関係機関相互の情報の共有や、県民への情報の提供を目的として、気象情報や雨量・水位等の観測情報のほか、災害時における被害情報の収集や避難情報の提供など、防災対策に関する総合的な情報システムとして様々な機能を有している。
	岡山県地域防災計画	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、岡山県防災会議が岡山県の地域に係る公共機関が処理しなければならない防災に関する事務等について総合的な運営計画を作成したもの。
	岡山県野生生物目録	県内の野生動植物種のリスト。
	おかやま新エネルギービジョン	新エネルギーの普及拡大を、地球温暖化防止だけでなく産業振興や地域活性化にも結びつけるため、県民、市町村、企業など多様な主体の協働による取組を加速することを目的に、2011（平成23）年3月に策定した県独自の計画。2016（平成28）年度に一部見直しを行い、取組を推進してきた。この度の本計画の改定に伴い、本計画に統合する。

	用語	内容
お	21おかやま森林・林業ビジョン	本県の森林・林業施策の基本方針を示し、森林の整備や林業・木材産業の振興、県民による森林の多面的な利用を推進していくための指針となるもの。より多くの方々が森林の大切さや林業の役割を認識し、行政機関、林業・木材産業関係者のみならず、広く県民が果たすべき役割について理解していただくことを目的としている。
	おかやま防災ポータル	岡山県危機管理課によって運営されている、岡山県の防災情報ポータルサイト。災害による被害の防止や軽減などのために必要な気象情報などを提供している。
	置き配	あらかじめ指定した場所（玄関前、置き配パック、宅配ボックス、車庫、物置など）に非対面で荷物などを届けるサービス。
か	カーシェアリング	他の人と自動車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自動車を利用するための仕組みや方法のこと。
	カーボンオフセット	自分の温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)すること。
	カーボンニュートラル	11ページ参照
	カーボンフットプリント	商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体の温室効果ガス排出量を二酸化炭素排出量に換算して算定し、マークを使って分かりやすく表示する仕組み。
	海岸保全施設	海岸保全区域（海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設を設置し、その管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域）内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜、その他の海水の侵入による侵食を防止する施設のこと。
	掛け流し灌漑（かんがい）	高温障害対策として、低温の用水を灌漑することで、田面水や水稻を冷却し米の品質を向上させようとする方法。多くの水を必要とする対策であり、広域で実施することは水利用施設の供給能力の観点から困難な場合が多い。
	家庭エコ診断制度	各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを実施することにより効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくための制度。
	環境家計簿	家庭の日常生活で使用する電気・ガス・灯油・ガソリン等の使用量から二酸化炭素排出量を計算し記録することにより、私たち一人ひとりの日常生活と環境がどのように関わっているのかを知ることで、地球温暖化を防止するために二酸化炭素削減を目指す取組のこと。環境家計簿に取り組むことで、地球にも家計にもやさしいライフスタイルを習慣づけることが期待される。
	環境定期券	土曜、休日などのマイカー利用の削減とバス利用促進により、市街地中心部の交通渋滞の緩和や排ガスの削減などを図るための通勤定期券所持者への運賃割引制度。
	環境配慮基準	地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定にするにあたって、都道府県が地方公共団体実行計画において、定めることができる基準。促進区域と設定することが適切でない区域や促進区域の設定に当たって考慮することとする環境配慮事項を定める。
	間伐	育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて、一部の樹木を伐採すること。
	管理型最終処分場	有機物を含む産業廃棄物の埋立処分が可能な最終処分場。廃棄物の腐敗や分解により、汚濁物質を含む保有水やガスが発生するため、処分場の内外を遮断できる二重構造の遮水工によって保有水などによる地下水汚染防止措置や、集水した浸出液を処分場の外に排出される際に処理する浸出液処理設備が必要となる。

	用語	内容
が	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。
	ガラモ	褐藻類のホンダワラ科に属する海藻の総称で、岩などに付着し、大きい種では数mに生長する。空気を含んだ気泡と呼ばれる器官を持ち、浮力により海中に立ち上がることができる。 ガラモで構成される藻場はガラモ場と呼ばれ、甲殻類や魚介類の生息場となる。本県の海域では、アカモク、ヒジキ、タマハハキモク、ノコギリモク等が見られる。
き	気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)	Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略称。金融安定理事会 (FSB) により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するために設立された組織。世界や日本の企業が賛同を表明している。
	気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年（昭和63）に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。IPCCはIntergovernmental Panel on Climate Changeの略称。
	気候モデル	基礎的な物理の法則に基づいた計算式によって、地球の気候をシミュレーションするもの。様々な気候モデルがあり、それぞれで特徴は異なる。MICROは日本の研究機関が開発した気候モデルであり、当該モデルを利用して日本を含むアジアの気候やモンスーン、梅雨前線等の再現性や将来変化の研究が実施されている。
	気候変動枠組み条約	大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、1994年3月に発効した。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としている。
	京都議定書	地球温暖化防止に関する国際的取組を協議するため、1997（平成9）年12月、日本が議長国として京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択され、削減すべき温室効果ガスの種類（二酸化炭素など6種類）、国別の削減数値目標や削減方法等が定められた。
く	クールビズ	冷房時の室温は28℃を目安として、快適に過ごせるようノーネクタイ・ノージャケット等の軽装に努めるなど、冷房に頼りすぎないビジネススタイル・ライフスタイルを心がけること。
	国・地方脱炭素実現会議	国と地方の協働・共創による、地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論の取りまとめを行うための会議。議長は内閣官房長官。
	クリーンライフ100構想	汚水処理施設整備率100%を目指し、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における汚水処理施設の整備に関する総合的な計画。下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備は、この構想に従い実施されている。
ぐ	グリーンインフラ	自然環境のもつ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようとする考え方。

	用語	内容
げ	下水熱	大気に比べ冬は暖かく、夏は冷たい特質を有する下水の水温と外気温との温度差エネルギーのこと。
こ	光化学オキシダント	工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物等）が、太陽の強い紫外線の作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど）の総称。目や呼吸器の粘膜への刺激といった健康影響のほか、農作物などにも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強くて気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。
	公共交通利用の日	毎月最終金曜日。公共交通の見直しと利用促進について県民に呼びかけている。岡山県では2001（平成13）年7月に、公共交通の重要性についての県民の再認識と利用意識の醸成を目的として「岡山県公共交通利用県民運動をすすめる会」を発足し、岡山県内における公共交通機関の利用促進を図るための広報・啓発活動等を推進している。
	耕種基準	作物を栽培する上での作型や施肥などの管理についての基準。
	コージェネレーション	58ページ参照
	コンパクトシティ	①高密度で近接した開発形態、②公共交通機関でつながった市街地、③地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造のこと。
さ	再生可能エネルギー	資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーのこと。エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。
	サブスクリプション	商品の購入代金やサービスの利用料を毎回請求するのではなく、一定期間利用することができる権利に対して料金を請求するビジネスモデル。一般的には、料金を支払っている間は自由に商品やサービスを利用することが可能だが、契約が終了するとそれらは利用できなくなる。
し	シェアサイクル	他の人と自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用するための仕組みや方法のこと。
	シェアリングエコノミー	個人等が保有する活用可能な遊休資産等（資産（空間、モノ、カネ等）や能力（スキル、知等））を他の個人等も利用可能とする経済活動。
	自然公園等	1931（昭和6）年に国立公園法が制定され、我が国を代表する優れた自然の風景地の保護と利用を図るため、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。1957(昭和32)年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。また、自然公園等には、上記以外に長距離自然歩道、自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土自然保護地域、郷土記念物が含まれる。
	市町村森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想となるもの。
	集落排水施設	農業集落等におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。

	用語	内容
し	主伐	更新又は更新準備のために行う伐採もしくは複数の樹冠層を有する森林における上層木の全面的な伐採。
	消化管内発酵	簡単にいえば家畜のおならやゲップ。牛や羊、やぎなどは1度飲み込んだ草を再び口のなかに戻して咀嚼するが(反芻)、このとき胃のなかで草が発酵しメタンガスが発生し、常におならやゲップをすることでメタンガスを放出している。
	小果梗黒変症	ブドウの軸と果粒がつながっている部分が黒変し、しばみや脱粒が発生する生理障害。
	新エネルギー	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法においては、「非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの」を「新エネルギー利用等」と定義しており、具体的には、太陽光、風力、バイオマス、中小規模水力、地熱による発電や太陽光、バイオマス等の熱利用、バイオマス燃料製造などが含まれる。
	新交通管理システム(UTMS)	光ビーコン等の機能を活用して、路車間通信等により「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指すシステム。
	森林クラウド	岡山県森林クラウドとは、県・市町村・林業事業者がインターネット回線を通じて、森林関連情報を更新・共有できるGISシステム。
	森林経営管理制度	森林経営管理法に基づき、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託(経営管理権の設定)を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理(市町村森林経営管理事業)をする制度。
じ	事前放流	大規模な洪水が想定される場合に、ダム水利容量の一部を洪水の発生前に放流し、洪水調節のための容量を一時的に増やす操作のこと。
	循環経済(サーキュラーエコノミー)	従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。
	準好気性埋立構造	埋立地の底部に栗石と有孔管からなる浸出水集排水管(集排水管)を設け、浸出水をできるだけ速やかに埋立地の系外へ排除し、埋立廃棄物層に浸出水を滞水させないようにした構造。
す	水浸状果肉褐変症	収穫前に果肉が水浸状になり、褐色に変色し、食味が低下する果肉障害。
	スーパーエナビロメントハイスクール	廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など環境教育を重点的に行うものとして県から指定を受けた高等学校。カリキュラムの開発や大学・研究機関との連携についての研究を通じて、環境問題を正しく理解する人材を育成するとともに、環境教育に関する教材を開発する。
	スタートアップ	新しいビジネスモデルや市場を開拓することで、短期間のうちに急激な成長と巨額の対価を狙う企業や事業。ベンチャー企業やスモールビジネスであっても長期成長や安定した収益を目指すものとは、この点で性格が異なる。規模や設立年数はまちまちで、銀行で資金調達を行わず、投資家の出資などに頼る企業も多い。

	用語	内容
す	スマート通勤おかやま	自動車から排出される二酸化炭素排出量の削減や交通渋滞の緩和のため、県内で働く人に徒歩や自転車、公共交通等を利用した通勤を呼びかける取組。国、県、岡山市、倉敷市が連携して取り組んでいる。
	スマート林業	地理空間情報やインターネットを活用したコミュニケーション（ICT）などの最先端技術を、林業に活用することをいい、林業従事者の減少や高齢化の問題を解消するための手法として注目されている。また生産性と安全性の向上にも寄与すると期待されている。
	3R+ Renewable	リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の通称「3R」に、再生可能な資源へ代替する「リニューアブル」を加えたもので、政府が令和元年から推進している「プラスチック資源循環戦略」の基本原則。
せ	生態系サービス	生態系が提供する様々な物質や機能の総称。食料、木材、繊維等の物資を供給する「供給サービス」、気候の調整、大気や海洋の化学組成の調整などの「調整サービス」、精神的充足、美的な感動などの「文化的サービス」、栄養塩の循環、一次生産、土壌形成などの「基盤サービス」に分けられる。
	生物季節	生物の種々の活動にみられる季節による変動をいう。サクラの開花、カエデの紅葉など。
	セルロースナノファイバー	木材などの植物繊維の主成分であるセルロースをナノサイズ（1mmの百万分の1）にまで細かく解きほぐすことにより得られる木質バイオマス資源。軽量・高強度、高比表面積、低熱膨張性、高増粘性といった特徴を兼ね備えていることから、新たな機能を持つ素材として期待され、その製造方法や用途の開発が国内外で盛んに行われている。
ぜ	ゼロメートル地帯	海岸付近で標高が高くなく、満潮時の海水面よりも標高が低い地域。
そ	早生樹種	早く成長する樹種の総称。一般的には、スギやヒノキに比べて初期の樹高成長量や伐期までの材積成長量の大きな樹種を指す。10年から25年位の比較的短伐期での収穫が可能で、センダン・ユリノキ・チャンチンモドキ・コウヨウザン等の種類がある。
	促進区域	地域脱炭素化促進事業を促進する区域として市町村が地方公共団体実行計画において定めることができるもの。
た	タイムライン（防災行動計画）	防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。
	淡水赤潮	植物プランクトンが繁殖し水面に密集することで、水面を変色させる現象。
	炭素循環マテリアル	二酸化炭素排出量削減につながるマテリアル（原料、材料）のこと。
だ	脱炭素先行地域	2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030（令和12）年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。
	脱炭素ドミノ	脱炭素社会に向けた取り組みや意識が全国に伝播し、広がる様子のこと。

	用語	内容
だ	ダニ媒介感染症（重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、日本紅斑熱、つつが虫病）	重症熱性血小板減少症候群（SFTS）：多くはSFTSウイルスを保有するマダニに刺咬されることで感染する。まれに、SFTSウイルスに感染し、発症しているペット等の体液に直接触れた場合、感染することがある。潜伏期間は6～14日、主な症状は発熱、消化器症状（嘔気、嘔吐、腹痛、下痢、下血）などで、重症の場合は死に至ることがある。 日本紅斑熱：日本紅斑熱リケッチアを保有するマダニに刺咬されることで感染する。潜伏期間は2～8日、主な症状は頭痛、発熱、倦怠感、発疹などで、重症の場合は死に至ることがある。 つつが虫病：つつが虫病リケッチアを保有するツツガムシ（ダニの一種）に刺咬されることで感染する。潜伏期間は5～14日、主な症状は全身倦怠感、食欲不振、頭痛、悪寒、発熱、発疹などで、重症化すると、肺炎や脳炎症状を起こすことがある。
ち	地域公共交通計画	地域にとって望ましい公共交通網を示すマスタープランであり、地域の公共交通網の形成に関する、基本的な方針や目標、実現に向けた事業などを定めた計画。
	地域脱炭素化促進事業制度	64ページ参照
	地中熱	浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。 大気の温度に対して、地中の温度は地下10～15mの深さになると、年間を通して温度の変化が見られなくなる。そのため、夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高いことから、この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことができる。
	地熱	地球の中心部では、5,000～6,000度もの温度があると考えられており、地球は中からたえず暖められている。このような地球内部の熱のことをいう。
	長期優良住宅	耐久性、耐震性、省エネ性、バリアフリー性、維持管理性などに優れるものとして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の定める認定基準を満たす住宅。認定を受けることで、税制上の優遇措置や低金利ローンの利用が可能。2022年10月から省エネ性に関する認定基準はZEH相当となった。
	長寿命化計画	計画的な維持管理や更新等を実施することで、施設を延命化させ、中長期的なライフサイクルコストの低減や維持管理・更新等に係る予算の平準化を図ることを目的とした計画。
て	テストベッド	技術や機器の検証・評価のための実証実験。また、それを行う実験機器や条件整備された環境。
	テレワーク	情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
で	デング熱	急激な発熱で発症し、発疹、頭痛、骨関節痛、嘔気・嘔吐などの症状が見られる。通常、発症後2～7日で解熱し、発疹は解熱時期に出現する。デング熱患者の一部は、まれに重症化してデング出血熱やデングショック症候群を発症することがあり、早期に適切な治療が行われなければ死に至ることがある。
と	特定外来生物	外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により定められた生物。
	トレーサビリティ	商品の生産から消費までの過程を追跡すること。

	用語	内容
ど	導入ポテンシャル	エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設備の設置の可否を考慮したエネルギー資源量のこと。
	ドローン物流	無人航空機を活用した荷物配送。
な	中干し	水稻の生育途中に、田の水を落として地表を乾かすこと。根に酸素が供給される、肥料の吸収量が調整できるなどの効果がある。
	ナラ類集団枯損	通称ナラ枯れ。体長5mm程度の甲虫である「カシノナガキクイムシ」がナラやカシ類等の幹に侵入して「ナラ菌」を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を集団的に枯死させる現象。
に	二地域居住	都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの一つ。
	人形峠アトムサイエンス館	原子力や環境等について学べる広報展示施設。所在地は岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550。
ね	熱中症警戒アラート	熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を促すための情報。
の	ノーマイカーデー	一人ひとりがマイカーの使用を自粛し、徒歩、自転車、公共交通機関等の利用に転換する日。環境負荷の高いマイカーの使用を控えることは、大気汚染や地球温暖化の防止に加え、省資源・省エネルギー対策につながる。県では、地球環境を守るための行政の率先行動の一つとして、ノーマイカーデー運動を実施している。
	ノンフロン・低GWP型指定製品	フロン類使用製品の低GWP化・ノンフロン化を進めるため、フロン類使用製品（指定製品）の製造・輸入業者に対して、出荷する製品区分毎に、環境影響度低減の目標値、目標年度を定め、事業者毎に、出荷台数による加重平均で目標の達成を求める制度による指定製品のこと。
は	ハザードマップ	災害の危険度を地図上で表したものであり、地域における災害に対する備えの強化、住民の災害時の避難や危険回避などの自主的な行動を支援することを目的に作成される。津波、洪水、土砂災害などのハザードマップがある。
	花芽分化	植物の新芽が、将来、花になる芽になること。
ば	バーチャル・ワン・カンパニー	いくつもの企業を全体として一つの企業とみなし、強固な企業間連携により、競争力強化を目的とした操業効率の向上や省エネ・省資源化を図ること。
	バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、エネルギーや物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源（石油や石炭などの化石資源は除かれる。）のこと。具体的には、農林水産物、稲わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどを指す。
	バイオマスプラスチック	トウモロコシなどのでんぷんや、食品廃棄物等のバイオマスによって作られるプラスチック製品。植物などを原料としており、微生物によって最終的に二酸化炭素と水に分解されること、塩素を含んでいないこと、燃やした場合、燃焼温度が紙と同じ程度といった点が普通のプラスチックと異なる。
	伐採及び造林届出制度	森林法（昭和29年法律第249号）に基づき、森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務付けられている。また、伐採が完了したときは伐採に係る森林の状況の報告を、伐採後の造林が完了したときは伐採後の造林に係る森林の状況の報告を行うことが義務付けられている。

	用語	内容
ば	晩霜害	春季に生長を開始した作物体が、急な低温で凍結（多くの場合、葉や新芽など）することにより生じる被害。
ぱ	パークアンドライド	都市部などの交通渋滞の緩和のため、鉄道駅やバス停に近接した駐車場にマイカーを駐車し、鉄道やバスに乗り換えて目的地に行く方法。交通渋滞の緩和以外にも、自動車排ガスによる大気汚染の軽減や二酸化炭素排出量の削減といった効果が期待できる。
ひ	ヒートアイランド現象	都市部の気温がその周辺に比べて異常な高温を示す現象。ビルのコンクリートや道路のアスファルトが太陽熱により暖められること、ビルなどの空調設備から排出される暖気、自動車のエンジンなどから排出される廃熱などが原因と考えられている。
	ヒートポンプ	58ページ参照
ふ	フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動。
	フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動。
ほ	保安林	森林の持つ水源涵養や山地災害の防止等、公益的機能のうち特に重要な森林について伐採や開発に制限を加える森林のこと。特に水源涵養保安林は、水源地森林を指定し、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を防止する働きがある。本県では、水源涵養保安林の面積が最も多く、全体の約70%を占めている。
ま	松くい虫	松を枯らす原因となる病原体（マツノザイセンチュウ）を運ぶマツノマダラカミキリという昆虫のことを指す。
み	緑の基本計画	都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。
め	メガソーラー	発電出力1メガワット（1,000kW）以上の規模を有する大規模太陽光発電所。
も	モーダルシフト	トラック輸送から大量輸送機関である鉄道・船舶輸送に転換すること。
	木質バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のうち木材からなるもの。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。
ゆ	優良産廃処理業者認定制度	産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が認定する制度。
ら	ライフサイクルアセスメント（LCA）	製品に関するその原料採取から製造、廃棄に至るまでのライフサイクル（原料採取→製造→流通→使用→リサイクル・廃棄）の全ての段階において様々な環境への負荷（資源やエネルギーの消費、環境汚染物質や廃棄物の排出など）をライフサイクル全体に渡って、科学的、定量的、客観的に評価する手法で、その活用により環境負荷の低減を図ることができる。また、ライフサイクルアセスメントは、モノである「製品」以外に、「サービス」や、「製造プロセス」「廃棄物処理プロセス」等のシステムも対象となる。

	用語	内容
り	立地適正化計画	人口密度の維持を目指す居住誘導区域と生活サービスを誘導する都市機能誘導区域等を指定することにより、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設等を指定した区域内へ誘導し、立地の適正化を図るとともに、居住誘導区域内の防災対策や安全確保策等を定めるもの。
れ	レジリエンス	防災においては、災害などのリスクに対する抵抗力や災害を乗り越える力を意味する。
	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。県では、2003(平成15)年に岡山県版のレッドデータブックを発刊した。さらに、改訂版として、2009(平成 21)年には岡山県版レッドデータブック2009、2020(令和 2)年には岡山県版レッドデータブック2020を発刊している。
わ	ワーケーション	「ワーク」(労働)と「バケーション」(休暇)を組み合わせた造語。観光地やリゾート地でテレワーク(リモートワーク)を活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。